⑾　虚偽のある発行者等情報を提供又は公表する行為（金商法第172条の11）

課徴金額：イ）当該発行者等情報が公表されている場合

600万円又は発行者の時価総額の10万分の６のいずれか大きい額

ロ）当該発行者等情報が公表されていない場合

イ）の額に、

$$\frac{\text{当該発行者等情報の提供を受けた者の数}}{\text{発行者等情報の提供を受けるべき相手方の数}}$$

を乗じて得た額

㈱　平成20年の金商法改正により新たに課徴金の対象となったもので、平成20年12月12日以後に開始する違反行為について適用。

4　平成22年度における活動状況

平成22年度においては、開示会社33社に対する開示検査を終了している。

開示検査結果に基づき、開示書類の重要な事項についての虚偽記載等の開示義務違反に対し、19件（納付命令対象者ベース）、金額で18億7,981万9,994円の課徴金納付命令勧告を行った。

また、開示検査の結果、重要な事項についての虚偽記載が認められなかった場合でも、有価証券報告書等の訂正が必要と認められたときには、自発的な訂正を行うよう促しているところである。

※　開示書類の重要な事項についての虚偽記載等が認められた場合、当該開示書類の訂正報告書等が提出されないときには、訂正報告書等の提出を命ずるよう勧告を行う（平成17年以降、実績は２件のみ）。

なお、訂正報告書等の提出を命ずる勧告は、会社が自発的に訂正した場合には行わない。

検査終了件数		33件
（うち）	課徴金納付命令勧告を行ったもの	16（19）件
	課徴金納付命令勧告は行わなかったものの、自発的な訂正を促したもの	３件

㈱　「課徴金納付命令勧告を行ったもの」欄の括弧書きは、納付命令対象者ベースの件数である。

第２　開示検査結果に基づく課徴金納付命令勧告

1　勧告の状況

平成22年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告事案は、有価証券届出書等の虚偽記載、目論見書の虚偽記載及び有価証券報告書等の不提出・虚偽記載に対する勧告であった。このうち、株式会社ゼクスに係る勧告は、有価証券報告書等の不提出に対して課徴金納付命令勧告を初めて行った事案であった（後記２⑦）。

また、開示書類に係る虚偽記載の態様は、架空売上の計上、売上の前倒し計上、費用の過少計上、減損損失の不計上、貸倒引当金の過少計上、ソフトウェアの架空計上、のれんの過大計上による損失の過少計上、投資有価証券の過大計上等と、多岐にわたるものとなっている。

なお、平成22年度における開示義務違反に対する課徴金納付命令勧告に係る課徴金額の最高額は、８億3,913万円（ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載）である。

2　勧告事案の概要

平成22年度において、開示検査結果に基づき課徴金納付命令の発出を求める勧告を行った事案の概要は次のとおりである。

※　以下本章において「旧金商法」とは、平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法をいう。

①　株式会社リンク・ワンに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年４月13日

【勧告の対象となった違反事実】

１．株式会社リンク・ワンは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	有価証券報告書等		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容㈱	事由
1	平成18年１月31日	第５期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成17年10月中間期半期報告書）	平成17年５月１日～平成17年10月31日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結経常損益が▲372百万円であるところを30百万円と記載 連結中間純損益が▲533百万円であるところを４百万円と記載	売上の過大計上等
				中間連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が700百万円であるところを1,238百万円と記載	
2	平成18年７月31日	第５期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成18年４月期有価証券報告書）	平成17年５月１日～平成18年４月30日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲314百万円であるところを251百万円と記載 連結当期純損益が▲592百万円であるところを73百万円と記載	売上の過大計上等
				連結貸借対照表	連結純資産額に相当する「資本合計」欄が641百万円であるところを1,307百万円と記載	
3	平成19年１月31日	第６期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成18年10月中間期半期報告書）	平成18年５月１日～平成18年10月31日の中間連結会計期間	中間連結貸借対照表	連結純資産額が▲115百万円であるところを50百万円と記載	売上の過大計上等

㈱　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損益計算書では損失であることを、貸借対照表では債務超過であることを示す。

２．株式会社リンク・ワンは、関東財務局長に対し、平成19年３月23日、平成18年４月期有価証券報告書及び平成18年10月中間期半期報告書を組込情報とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、平成19年４月９日、11,600株の株券を1,508,000,000円で取得させた。

同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　3,466万円